

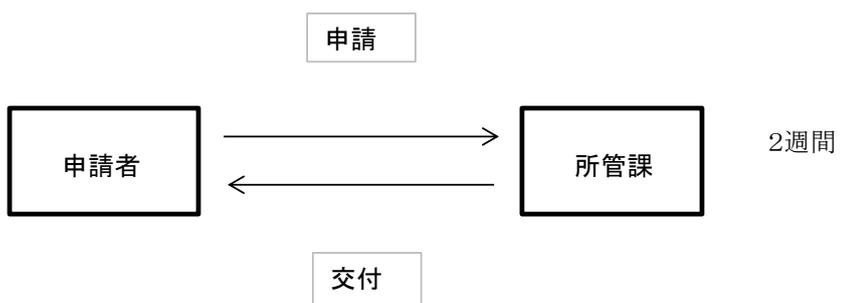
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 処 分 名      | 道路の占用の許可   |     |
| 処 分 の 概 要  | 申請に基づいて許可書を交付する。   |     |
| 根 拠 法 令 名  | 道路法(昭和27年法律第180号)  |     |
| 条 項        | 第32条第1項  |     |
| 所 管 課      | 都市生活サービス課  |     |
| 経由機関での処理期間 | なし   |     |
| 所管課での処理期間  | 2週間  |     |
| 標準処理期間     | 計  | 2週間 |
| 審査基準       | <p>道路法第33条・道路法施行令・道路法施行規則・松山市道路占用規則及び松山市道路占用許可基準による。</p> <p>【根拠法令等】<br/>道路法</p> <p>第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>三 鉄道、軌道その他これらに類する施設</p> <p>四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>六 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの</p> <p>二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> |     |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。